2023年度事業報告

国際観光における動向

国連世界観光機関（UN Tourism）によれば、2023 年の国際観光客到着数はパンデミック前の水準の89％に達し、観光輸出収入は95％まで回復した。到着者数は、2024年には2019年の水準を２％上回ると予測されている。2023 年を通じて中東ではパンデミック前の水準に達し、ヨーロッパ、アフリカでもほぼパンデミック以前の水準まで回復している。アジア・太平洋においては回復が遅れているが、我が国においては、2022年10月にビザ免除措置を再開して以降、訪日外国人旅行者数は堅調に増加し、日本政府観光局によれば、2023年の年間訪日外国人旅行者数は2500万人を超え、2019年比で８割近くまで回復した。さらに2024年に入ってからは、2019年を超える水準で推移している。

最新のUN Tourismの観光信頼指数調査によれば、観光関係者の62％が2024年夏季（北半球）の見通しは2023年と比較して良い、又は非常に良いと予測しており、楽観的な見方が広がっている。

一方で、急激な観光需要の回復に伴い、各地で人材不足等の課題が顕在化しており、一部の観光地では観光客の過度な集中による混雑等の問題も生じている。単にパンデミック前の状態に戻るのではなく、より良い観光を実現するため、地域及び観光事業者の双方においても、経済のみならず、社会・文化、環境の観点からもより強靭で、持続可能な観光の推進が求められている。

以上のような観光を取り巻く現状を踏まえ、国連世界観光機関（UN Tourism）駐日事務所（以下「駐日事務所」という。）は、アジア太平洋地域の加盟国・地域、賛助加盟員等のニーズに応え、同地域においてより一層の観光の回復及び持続可能な観光の実現を図るために、UN Tourismの地域事務所としての役割を着実に果たすことが期待されている。

活動概要

当財団は2023年度においても一般財団法人としての組織運営の透明性・健全性の確保に留意しつつ、駐日事務所に対する支援の効果を高めるべく、駐日事務所がUN Tourismの地域事務所として、UN Tourism本部の方針や加盟国のニーズに応えるために行う取組に対して重点的に支援を実施した。また、駐日事務所が実施するUN Tourismの活動に関する情報発信やUN Tourismの情報発信ツールを用いた日本の観光情報等の海外への発信に対する支援も行った。さらに、外国人職員を継続して雇用する等、組織の国際化、UN Tourism関連業務のレベルの向上を図った。

項目ごとには以下のとおり。

**第１：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援**

駐日事務所がアジア太平洋地域（日本国内を含む）における持続可能な観光の推進のために実施する次の活動に対して支援を行った。

* UN Tourismが提供するInternational Network of Sustainable Tourism Observatories（INSTO：持続可能な観光地域経営推進国際ネットワーク）等の枠組みを活用した、地域が主体となった持続可能な観光地域経営に対する取組の支援、促進
* UN Tourismにおけるツーリズム・レジリエンス・イニシアティブ（Tourism Resilience Initiative）の立ち上げに向けた検討、関係者との調整、準備
* 観光に関する学術的調査・研究に資する、UN Tourismの観光統計や出版物の日本語への翻訳及びウェブサイト等での公表
* UN TourismやUN Tourismに関連する国際会議等の企画・運営への参画を通じた、国内外の観光関係者に対する観光に関する最新の動向、研究及び先進的な取組に接する機会及び議論の場の提供
* 世界観光倫理憲章の普及・促進、UN Tourismベスト・ツーリズム・ビレッジの周知をはじめ、ウェブサイトやセミナー等を通じたUN Tourismの取組の情報発信

**第２：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援**

地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動を支援するため、高等学校・大学等の講義への職員派遣等による国際人材育成支援事業や、国際交流サロンの運営等を行った。

**第３：賛助会員に対する取組**

賛助会員間の交流の活性化や当財団の活動の周知・啓発を促進するため、ウェブサイト等による適時な情報発信、ニュースレターの配信、会員限定のウェビナー/セミナーの開催等の賛助会員に対する取組を実施した。

実施事業内容

**第１：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援**

【当財団定款第４条（１）、（２）、（４）、（５）、（６）】

**１　持続可能な観光促進支援事業**

駐日事務所が実施する、以下の持続可能な観光を促進する活動を支援した。

**(１)エビデンスベースの持続可能な観光地づくりの推進** ［UN Tourism拠出金事業］

我が国及びアジア太平洋地域において、経済のみならず社会・文化、環境にも配慮したエビデンスベースの持続可能な観光地域経営の普及・啓発に関する活動を支援するとともに、国内の具体的地域と連携し、地域が主体となった持続可能な観光地域経営に対する取組を支援、促進した。

具体的には、観光庁の「持続可能な観光推進モデル事業」において、モデル地域向けの研修で駐日事務所からUN Tourismの持続可能な観光の定義や取組等について説明し、「日本版持続可能な観光ガイドライン」の研修動画の作成協力を行った。

また、UN Tourismが推進しているINSTOの枠組みの考え方を普及するとともに、岐阜県による日本初のINSTO加入に向けた手続きについて技術的協力を行った。

この他、持続可能な観光に取り組む自治体からの依頼に基づき、観光に関する計画の策定や企画において技術的助言を行った。

**(２)地域における持続可能な観光地づくりの実践に関する事例アーカイブの作成**

［UN Tourism拠出金事業］

　2022年度に構築した、地域における持続可能な観光地づくりの実践事例を収集した「持続可能な観光アーカイブ」について、2023年度は収集数を拡大するとともに、英語版の作成・公表を行った。蓄積した国内外の事例から、共通の課題とその解決に向けた経験・知見を共有すべく、事例提供者を登壇者に迎えた「持続可能な観光の実現に向けた先進事例シンポジウム」をオンラインにて開催した。

**(３)奈良県における持続可能な観光地づくり支援事業** ［奈良県受託事業］

奈良県内複数地域において、外部有識者等とともに、専門的知見に基づくコンサルティングや勉強会、資源発掘に係るモニターツアー等を実施し、持続可能な観光地づくりの支援を実施した。天理市と桜井市にまたがる山の辺の道エリアの継続支援を行うとともに、奥大和エリアで「アドベンチャーツーリズム」、飛鳥エリアで守られてきた景観や歴史文化をテーマにしたサイクリングツアーのコンテンツ造成に係る支援を行った。

**(４)奈良市における持続可能な観光地づくり支援事業** ［奈良市受託事業］

　奈良市において、モニタリングに基づく持続可能な観光を促進するため、持続可能な観光に取り組む国内外の先進事例や国際基準・国際的な認証制度について情報収集を行うとともに、「日本版持続可能な観光ガイドライン」（2020、観光庁・駐日事務所）に基づく自己評価の支援を行った。また、学識経験者や観光関連事業者等からなる『奈良市「持続可能な観光」検討懇話会』を開催して議論を重ね、持続可能な国際文化観光都市の実現に向けたアクションプランの素案の作成支援を行った。

**(５)海外事業（ベトナム）**

2021年度に運輸総合研究所と共同で作成した「観光を活用した持続可能な地域経営の手引き（日本語）」をベースに、2022年度は同手引きの簡易版を英語及びベトナム語で作成するとともに、これを用いてビントゥアン省ファンティエット市（ムイネー）でセミナーを開催した。

2023年度はベトナム国内で2ヵ所目のセミナーを以下の通り開催するとともに、両セミナーのフォローアップとして、9月と11月に両地域でのセミナー参加者を対象としたオンラインでのグループインタビューを実施した。

　　 事業名： 観光を活用した持続可能な地域経営に係るセミナー

開催日： 2023年6月8日

場　所： ベトナム国ニンビン省ニンビン市

**(６)海外事業（太平洋島嶼国）**

国際機関太平洋諸島センター（PIC）と（株）かいはつマネジメントコンサルティング社が共催するイニシアチブ「日本・太平洋島嶼国　グローカル・ツーリズム・ネットワーク」の立ち上げにあたって連携し、第１回目のセミナーにおいて、駐日事務所より、「UNWTO Tourism Stories Pacific」(2022)及び「Sustainable Tourism Product Development Opportunities in the Pacific Islands」(2022)の概要を共有した。

事業名： 日本・太平洋島嶼国グローカル・ツーリズム・ネットワーク　セミナー（第1回）

開催日： 2023年12月7日

場　所： オンライン

**(７)UN Tourismベスト・ツーリズム・ビレッジの普及** ［UN Tourism拠出金事業］

ベスト・ツーリズム・ビレッジは、2021年に開始された、地域社会に根差した価値観、商品、ライフスタイルを維持・促進し、経済、社会、環境のあらゆる側面において持続可能性に取り組んでいる農漁村観光地の優れた例を表彰する取組である。

駐日事務所においては、観光庁と連携して国内の持続可能な観光に取り組む自治体に対して積極的に普及し、2023年には、新たに北海道美瑛町、宮城県奥松島地区、長野県白馬村、岐阜県白川村が選出された（国内では合計6地域）。

**２　観光分野のレジリエンス促進支援事業** ［UN Tourism拠出金事業］

駐日事務所が、UN TourismのTourism Resilience Initiativeを立ち上げるにあたり、本部との調整、国内外の関係機関に対する情報収集・意見交換、事業内容の検討等の準備を支援した。

**３　学術的調査・研究支援事業**

駐日事務所が実施する、以下の観光統計等の公表や観光学術調査の報告を支援した。

1. **UN Tourismの観光統計や出版物の日本語訳と公表** ［UN Tourism拠出金事業］

UN Tourismが公表している観光統計や研究成果に関する出版物のうち、ニーズの高いものを中心に適時適切に日本語に翻訳した。

2023年度は、「自然エリアでのアクセシビリティの確保とインクルーシブ・ツーリズムの開発状況」及び「文化的親和性とスクリーンツーリズム－インターネット・エンターテインメント・サービス（IES）の事例」についての翻訳を行った。また、観光統計については、World Tourism Barometer等の概要の日本語訳をウェブサイト等で公表した。

**（２）JICAとの連携事業（「観光開発のためのプロジェクト指標ツールキット」の作成）**

UN Tourismは（独）国際協力機構（JICA）と連携し、観光の取組とSDGｓの整合性を測り、その進捗をモニタリングするため、観光開発がSDGsの達成に及ぼす影響をプロジェクトごとに測定するための指標「Toolkit of Indicators for Projects(TIPs):観光プロジェクトのための指標ツールキット」を開発した。駐日事務所においては、ピアレビューを行うとともに、日本語翻訳の確認及び国内への普及に向けたセミナー開催において協力を行った。

**３　UN Tourism及びUN Tourism関連国際会議等への参加・運営支援**

［UN Tourism拠出金事業］

駐日事務所が以下のUN TourismやUN Tourismに関連する国際会議等に参画し、企画・運営にかかわることにより、国内外の観光関係者が観光に関する最新の動向、様々な研究や取組に接する機会及び議論の場を提供することを支援した。

また、駐日事務所がUN Tourism本部と円滑にコミュニケーションを図り、より連携して活動を進めるべく、本部を訪問し、各部局と意見交換を行うことを支援した。

1. 第35回UNWTO東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会

地域ごとに設けられている６つの地域委員会（東アジア太平洋、南アジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカ）のうち、駐日事務所は、合同で開催されたアジア地域の２委員会に参加し、加盟国に対して活動報告を行った。UN Tourismの加盟国及び賛助加盟員の活動報告、課題、今後の活動方針等が議論された。

開催期間： 2023年６月15日～６月17日

場　　所： カンボジア・プノンペン

1. IFTM-UNWTO トレーニングプログラム

開催期間： 2023年9月17日～20日

場　　所： マカオ

1. 第25回UN Tourism総会

　　　　総会はUN Tourismの最高機関であり、通常２年毎に開催される。全ての加盟国等の代表が参加し、予算と事業計画について承認するとともに、観光分野にとって重要なテーマが議論されることとなっている。駐日事務所は、ホスト国である日本政府とともに参加し、事務局長の任期に係る提案等重要な議論に立ち会った。

開催期間： 2023年10月16日～10月20日

場　　所： サマルカンド・ウズベキスタン

1. ツーリズムEXPOジャパン2023

UN Tourismはツーリズム EXPO ジャパンの共催者であり、本部職員が訪日し、日本の観光関係者との連携、交流を図る機会としている。駐日事務所は本部とともに参加し、「民間部門における世界観光倫理憲章への誓約」署名式を開催した。

開催期間： 2023年10月26日～10月29日

場　　所： 大阪（インテックス大阪）

1. UNWTOアジア太平洋エクゼクティブトレーニングプログラム

開催期間： 2023年11月13日～16日

場　　所： ベトナム・ダナン

1. 日ASEAN観光大臣特別対話

　日本とASEANの友好50周年を記念して、日ASEAN観光大臣による特別対話が開催された。UN Tourism及び駐日事務所も招待され、日ASEANの友好関係と観光交流の発展をともに祝福した。

　UN Tourism本部の立ち合いのもと、駐日事務所は、日本で初めてINSTOに加入した岐阜県への加入証明書の手交式を開催するとともに、ベスト・ツーリズム・ビレッジのアップグレードプログラムに選ばれた奈良県明日香村への視察を行った。

開催期間： 2023年10月27日～29日

場　 所： 東京

1. 世界INSTO全体会議

開催期間： 2023年11月21日～22日

場　　所： スペイン・マドリード

1. UNWTO 2024 PoW Workshop for Asia and the Pacific

アジア太平洋地域の加盟国担当者のUN Tourismの取組に関する理解の促進、加盟国のニーズの把握及びUN Tourism、駐日事務所及び加盟国間の人的ネットワークの構築を目的として、担当者向けのワークショップが初めて開催された。駐日事務所からは、加盟国担当者に対して駐日事務所の事業について説明するとともに、ウェルカムディナーをホストした。

開催期間： 2023年12月12日～15日

　　　場　 所： スペイン・マドリード

**４　世界観光倫理憲章の普及・促進支援** ［UN Tourism拠出金事業］

「世界観光倫理憲章」は1999年のUNWTO（現UN Tourism）総会において、観光産業における主な関係者が責任ある持続可能な観光を実現するための規範として採択され、２年後に国連総会で承認されたものである。UN Tourismは各国に対し、同条約を批准するよう促進するとともに、2011年から「民間部門における世界観光倫理憲章への誓約」の普及に取り組んでいる。

当財団では、駐日事務所による世界観光倫理憲章の普及及び署名式の開催を支援し、2023年度はツーリズムEXPOジャパンにおいて署名式が開催され、新たに5社が本誓約に署名した（計6団体28社）。

**５　UN Tourism及び駐日事務所の情報発信支援** ［UN Tourism拠出金事業］

駐日事務所が実施する、以下の情報発信の取組を支援した。

（１）駐日事務所のウェブサイトを通した情報発信の強化

駐日事務所のウェブサイトの効果的な運営を通じて、UN Tourismの取組及びUN Tourism賛助加盟員の活動について情報発信を行った。

（２）会議、セミナー、シンポジウムにおける情報発信

駐日事務所の国内外の会議、セミナー、シンポジウムにおける講演や、大学等と連携したワークショップの開催を通じて、UN Tourismの活動の情報発信や持続可能な観光の普及啓発を促進した。

2023年度においては、モンゴル自然環境観光省主催の「モンゴル日本観光フォーラム」への登壇（5月15日）や、コロンビア大使館商務部と連携したイベントの開催（3月22日）など、計25回以上の講演、講義等を行った。

**第２：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援**

【当財団定款第４条（３）、（７）】

**１　国際人材育成支援事業**

　　　 高等学校・大学、国際団体における講義・講演への当財団職員の派遣や、UN Tourism出版物の翻訳機会の創出により、若年層のUN Tourismの活動や持続可能な観光に関する理解の増進を図るとともに、国際感覚の涵養及びキャリア形成を支援した。

**２　国際交流サロンの運営**

当財団の事務所に隣接する国際交流サロンにおいて、奈良県外国人支援センターの協力を得て、国際交流イベントや国内及び国外の観光情報の提供を行った。

**第３：賛助会員に対する取組**【当財団定款第４条（７）】

**１　APTECニュースレターの配信**

　　　APTECの最新の取組やUN Tourismの活動に関する情報をニュースレターとして２回配信した。

**２　APTEC会員限定セミナーの開催**

　　　タイムリーなテーマを選定し、賛助会員限定による対面のセミナーを２回開催し、賛助会員間の情報収集及びネットワークの形成に資する機会を提供した。

**３　APTECウェブサイト等を通じた情報発信**

　　　当財団のウェブサイトを通じて、当財団の活動や当財団賛助会員の観光に関する事業の情報発信を適時適切に行った。

以　上